

群馬県 草津町

介護予防・日常生活支援総合事業
サービスコード表

平成30年10月1日～

草津町訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表(1/2)

通常、サービス費を請求する場合に使用します。

平成30年10月1日～

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		90%	1,168	1月につき		
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	818			
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	1,051			
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一				90%	736			
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		90%	38	1日につき		
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任		38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	27			
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	34			
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・同一・初任				90%	24			
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		90%		2,335	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任	2,335単位		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	1,635			
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	2,102			
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一				90%	1,472			
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		90%	77	1日につき	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任			77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	54		
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	69		
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・同一・初任				90%	49			
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		90%	3,704		1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任	3,704単位		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	2,593			
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	3,334			
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一				90%	2,334			
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		90%	122	1日につき	
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任			122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	85		
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	110		
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・同一・初任				90%	77			
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ		ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		90%	266		1回につき
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任	266単位		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	186			
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一	※1月の中で全部で4回まで		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	239			
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一				90%	167			
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		90%	270	1回につき		
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任		270単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	189			
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	243			
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一				90%	170			
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回を超える程度)		90%	285	1回につき		
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任		285単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	200			
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	257			
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一				90%	180			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		90%	165	1回につき		
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任		165単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	116			
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		※1月につき22回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	149			
A2	1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一				90%	104			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		特別地域加算		所定単位数の 15%加算	90%		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	90%	1日につき			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	90%	1回につき			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	90%	1月につき			
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	90%	1日につき			
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	90%	1回につき			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	90%	1月につき			

※特別地域加算・中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算・介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。
※給付率は、介護保険負担割合証により80%となる場合があります。

草津町訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表(2/2)

通常、サービス費を請求する場合に使用します。

平成30年10月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	所定単位数の 5%加算	90%		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	所定単位数の 5%加算	90%		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算 200単位加算	90%	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	90%	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ	生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	90%	200	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	90%		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	90%		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	90%		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	90%		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	90%		

※特別地域加算・中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算・介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。
 ※給付率は、介護保険負担割合証により80%となる場合があります。

草津町通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(1/2)

通常、サービス費を請求する場合に使用します。

平成30年10月1日～

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位			
A6 1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	90%	1,647	1月につき		
A6 1112	通所型独自サービス1日割			54単位	90%	54	1日につき		
A6 1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	90%	3,377	1月につき		
A6 1122	通所型独自サービス2日割			111単位	90%	111	1日につき		
A6 1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位	90%	378	1回につき	
A6 1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	90%	389		
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		90%		1月につき		
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		90%		1日につき		
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		90%		1回につき		
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		90%	240	1月につき		
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1		376単位減算	90%	-376		
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2		752単位減算	90%	-752		
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算		90%	100			
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算		90%	225			
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算	150単位加算		90%	150			
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算	150単位加算		90%	150			
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善		480単位加算	90%	480	
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上		480単位加算	90%	480	
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	90%	480		
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700単位加算	90%	700	
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算	120単位加算		90%	120			
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 1 1	テ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1		72単位加算	90%	72	
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 1 2			事業対象者・要支援2		144単位加算	90%	144	
A6 6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 2 1		(1)サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1		48単位加算	90%	48	
A6 6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 2 2			事業対象者・要支援2		96単位加算	90%	96	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(1)サービス提供体制強化加算(I)ハ	事業対象者・要支援1		24単位加算	90%	24	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算 II 2			事業対象者・要支援2		48単位加算	90%	48	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算	200単位加算		90%	200			
A6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2	運動器機能向上連携加算を算定している場合		100単位加算	90%	100			
A6 6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5単位加算		90%	5	1回につき		
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000加算		90%		1月につき	
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000加算		90%		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000加算		90%		
A6 6113	通所型独自サービス処遇改善加算 IV			(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の90%加算		90%		
A6 6115	通所型独自サービス処遇改善加算 V			(4)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の80%加算		90%		

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。
※給付率は、介護保険負担割合証により80%となる場合があります。

草津町通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(2/2)

通常、サービス費を請求する場合に使用します。

平成30年10月1日～

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	90%	1,153	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位		90%	38	1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		90%	2,364	1月につき	
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			111単位		90%	78	1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		378単位	90%	265	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		389単位	90%	272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	90%	1,153	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54単位		90%	38	1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		90%	2,364	1月につき	
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			111単位		90%	78	1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		378単位	90%	265	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		389単位	90%	272	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。
※給付率は、介護保険負担割合証により80%となる場合があります。